

安全保障理事会決議 2241 (2015)

2015年10月9日、安全保障理事会第7532回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理の従前の諸決議 1996 (2011)、2046 (2012)、2057 (2012)、2109 (2013)、2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014)、2206 (2015) および 2223 (2015)、並びに安保理議長による諸声明、S/PRST/2014/16、S/PRST/2014/26 および S/PRST/2015/9 を想起し、

南スーダン共和国の主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、並びに不干渉、善隣および地域協力の原則の重要性を想起し、

サルバ・キール・マヤルディ大統領、スーダン人民解放運動／スーダン人民解放軍反体制派 (SPLM/SPLA-IO) 議長リエック・マチャル・テニ博士、元抑留者代表パガン・アマム・オケチおよび他の利害関係者による S/2015/654 の添付文書に含まれた「南スーダン共和国における紛争の解決に関する協定」(以下「同協定」) の署名を歓迎し、そして例外なしに同協定を実施する当事者による誓約としてのこの署名を認識し、また S/2015/654 に対する添付文書に独占的に含まれた同協定を実施する誓約がないことを示唆している当事者による声明に安保理の懸念を表明し、

危機の始まり以来仲介を主導することにおける政府間開発機構 (IGAD) 閣僚グループの活動に対して深い感謝の念を表明し、南スーダンに対する平和を提供する基礎を今や確立している包括的な解決を策定しそして達成する、アフリカやその他からのスーダンの友としての、19 か国と国際連合を含む機構が関与している「IGAD+」会合の拡大した取組を称賛し、そして和平履行期間中の国際社会による強化された支援を促し、

安保理決議 2086 (2013) を想起しそして当事者の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であることを認識し、

スーダン人民解放運動（SPLM）内部の政治的紛争に由来する南スーダンにおける政治的^な、治安上のそして人道上の危機、並びに 2013 年 12 月以来、同国の政治的および軍事的指導者に由来する連続する暴力に安保理の深刻な不安と懸念をくり返し表明し、

同協定が、困難な政治的および経済的状況並びにこの危機に由来する人道的および治安上の大惨事を翻すことにおける第一段階であることを認め、そして当事者に対し、国際連合および国際社会から支援を得て、同協定を十分に実施することを求め、

当事者に対し、直ちに永続的な停戦を遵守することを求め、そして同協定における主要な任務の実施を支援するため国際連合南スーダン共和国使節団（UNMISS）の職務権限を更新するため迅速に動く安保理の意図を確認し、

武装集団および国の治安部隊を含む、全ての当事者による、裁判外の殺人、民族を対象とした暴力、レイプやその他の形態の性的およびジェンダーに基づく暴力、子どもの勧誘と使用、強制失踪、恣意的な逮捕や拘禁、一般住民の中に恐怖を拡げることが目的とした暴力、そして学校、礼拝所、病院および国際連合並びに関連する平和維持活動要員に対する攻撃を含む、全ての人権違反や侵害および国際人道法違反並びにそのような侵害や違反を犯す扇動を強く非難し、

市民社会、人道要員およびジャーナリストに対するいやがらせや彼らを標的とすることを更に非難し、そして国際人道法の違反および人権違反や侵害に責任を有する者の説明責任の重要性また南スーダン政府が、人道に対する罪、戦争犯罪、民族浄化およびジェノサイドからその住民を守るための主要な責任を負っていることを強調し、

221 万人以上の避難民および深刻になっている人道危機について重大且つ切迫した懸念を表明し、南スーダン国民の苦しみに対する紛争の全ての当事者が負っている責任および住民の基本的な必要性が満たされることを確保する必要性を強調し、そして住民に対し緊急のまた調整した支援を提供する国際連合人道機関、協力機関および資金供与者の取組に対して彼らを称賛し、

国際法の関連する規定および国際連合人道支援指導原則に従って、必要としている全ての者、とりわけ国内避難民（IDP s）および難民に対する、救援要員、装備および供給品の十分な、安全なそして

妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を許し且つ促進する紛争の全ての当事者の必要性を想起し、

2013年12月以来の34名の要員の死をもたらしたものを含む、人道要員や施設に対するあらゆる攻撃を非難し、そして人道要員に対する攻撃や自らの生存に不可欠な物を文民から奪うことは、国際人道法の違反に相当する可能性があることを想起し、

物理的暴力の脅威の下で、外国国民を含む、文民を保護するために、また UNMISS の地区内やその先の治安状況を安定させるために UNMISS 平和維持要員と部隊および警察要員提供諸国により取られた行動に対して安保理の深い感謝の念を表明し、その職務権限を遂行することにおいてミッションが直面する著しい資源的なまた能力的な課題を認識し、またその地区での保護を求めている IDPs を支援する UNMISS の取組に対して感謝の念を表明し、それと同時に代替的な安全で確実な場所における、また国内移送に関する指導原則を守ることを含む、国内避難民のための持続可能な解決を見つけ出す必要性を強調し、

2015年6月19日の「2015年4月／5月における上ナイル地方における戦いの拡大」、2015年6月17日および2014年12月11日の武力紛争下の子どもたちの状況および2014年12月19日に発表された「2014年10月20日ーベンティウへの攻撃」そして2015年1月9日の「2014年4月ーベンティウとボルにおける文民への攻撃」を含む、南スーダンにおける人権状況に関する報告書、それに加えて2014年2月21日の UNMISS 中間人権報告書、並びに2014年5月8日の「南スーダンにおける紛争：人権報告書」に興味をもって留意し、

これらの報告書に幾つかによれば、裁判外の殺人、レイプおよび性的暴力のその他の行為、強制失踪、武力紛争における子どもたちの使用、そして恣意的な逮捕や拘禁に関するものを含む、戦争犯罪および人道に対する罪が、政府のまた反政府の軍により犯されてきたことを信じる合理的な根拠があることに深刻な懸念を表明し、そしてそのような犯罪が南スーダンの平和、安全および安定を脅かす行為を構成することに留意し、

持続可能な平和は、政治、安全、開発、ジェンダー平等を含む人権、法の支配および司法並びに和解活動の間の一貫性に基づく統合的対処方法を要求していることを再確認し、そしてこれに関連して、

紛争予防の主要な要素の一つとしての法の支配、平和維持活動、紛争解決および平和構築の重要性を強調し、

南スーダンにおける刑事責任の免除を終わらせそしてそのような犯罪の全ての実行者を訴追する増加している差し迫った必要性を強調し、そして説明責任、和解および刑事責任の免除を終わらせることにおける治癒また持続可能な平和を確保することの重要性を更に強調し、

南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動若しくは政策に責任を有するか、共謀したかあるいは直接または間接的に従事したことがある個人若しくは団体が、決議 2206 (2015) に従った対象を特定した制裁のために指定される可能性があることを強調し、対象を特定した制裁を課す安保理の意向を想起し、そして同協定の実施を妨げるあらゆる者に対する措置を課すその決意を表明しているアフリカ連合平和安全保障理事会の 2015 年 9 月 26 日のコミュニケに興味をもって留意し、

独立した且つ公的な人権監視、調査および報告におけるアフリカ連合調査委員会の活動、およびその 2014 年 6 月 27 日の「南スーダンに関する AU 調査委員会の中間報告書」を認識し、そして南スーダンに関するアフリカ連合調査委員会報告書および分離意見を発表する決定を含む、アフリカ連合平和安全保障理事会の 2015 年 9 月 26 日のコミュニケを歓迎し、そしてその所見と勧告を、興味をもって楽しみに待ち、

大規模な暴力を促進することや紛争を悪化させることに重大な役割を果たす可能性を持っている、ヘイトスピーチを放送しそして特定の民族集団に対する暴力を扇動するメッセージを伝えるためのメディアの使用を強く非難し、南スーダン政府に対し、そのような活動をやめさせるために適切な措置を講じることを求め、そして全ての当事者に対し、これらの行動を思いとどまりそしてその代わりとして社会の中の平和と和解を促進することに役立つことを更に促し、

同協定に達することにおける南スーダンにおける市民社会組織、信仰指導者、女性および青年が果たした重要な役割を認識し、そして同協定を実施することにおける彼らおよびその他の政党の参加の重要性を強調し、

決議 1325 (2000) の完全実施に対する執拗な障害は、女性の地位と能力の向上、参加および人権

に対する熱心な公約を通して、また意思決定の全てのレベルにおける女性の関与を築くために、上手くまとめられた指導力、一貫した情報と行動および支援を通してのみ取り壊されることになることを強調し、

部隊の地位協定のくり返された違反と欠くことのできない資産や支援の展開を妨げることを含む、UNMISS の移動および活動に置かれた執拗な規制に深い懸念を表明し、そしてこれらの問題に対処する UNMISS と南スーダン政府との間の緊密な協力と意思疎通の重要性を強調し、

SPLA による国際連合ヘリコプターの 2012 年 12 月の墜落、国際連合輸送部隊に対する 2013 年 4 月の攻撃、アコボの UNMISS キャンプに対する 2013 年 12 月の攻撃、未確認武装集団による国際連合ヘリコプターの 2014 年 8 月の撃墜、IGAD 監視および検証チームの 2014 年 8 月の逮捕と拘禁、国際連合および関連要員の拘禁や誘拐、ボル、ベンティウ、マラカルおよびメルートにおける UNMISS キャンプに対するくり返された攻撃、そして SPLA 軍に因るとうわさされる失踪、また上部ナイル州における三人の国際連合関連現地職員と一人の現地契約者の死を含む、国際連合および IGAD 要員並びに施設に対する政府および反政府軍並びにその他の集団による攻撃を強く非難し、そして南スーダン政府に対し、迅速且つ徹底したやり方でこれらの攻撃の同政府の調査を完了することまた責任を有する者の責任を問うことを求め、

UNMISS が、南スーダンにおけるその航空活動の安全を確保するため、適切な場合には、更なる措置を講じ、そして安保理にそのうえに報告するという安保理の要請をくり返し表明し、

UNMISS の文民保護の職務権限を遂行するために、文民保護地区の中および外の両方で、地域社会との効果的な関与と連絡の重要性を強調し、

石油設備、石油会社およびその従業員に対して行われた脅威について深刻な懸念を表明し、そして全ての当事者に対し、経済的・社会基盤の安全を確保することを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらす南スーダンにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

監視および検証メカニズム（MVM）の IGAD の継続した活動および停戦暫定治安メカニズム（CTSAMM）へのその移行を歓迎し、そして同協定に適合した、どちらかの側により招請された武装集団や同盟した部隊の撤退を求め、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265（1999）、1296（2000）、1674（2006）、1738（2006）、1894（2009）、2150（2014）および 2222（2015）、また人道要員および国際連合要員の保護に関する 1502（2003）および 2175（2015）、子どもと武力紛争に関する諸決議 1612（2005）、1882（2009）、1998（2011）、2068（2012）、2143（2014）および 2225（2015）、女性、平和および安全に関する諸決議 1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）、1889（2009）、1960（2010）、2106（2013）および 2122（2013）、ジェノサイドの防止と闘いに関する決議 2150（2014）、また治安部門改革に関する決議 2151（2014）そして紛争予防に関する決議 2171（2014）を再確認し、

2015 年 8 月 21 日の事務総長報告書（S/2015/655）およびそこに含まれた勧告に留意し、

南スーダンにおける事態は、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

1. 2014 年 1 月 23 日に南スーダン政府および SPLM/SPLA-IO により受諾され署名された敵対行為の停戦（CoH）協定に対する安保理の是認をくり返し表明し、この紛争に終わりをもたらしことを計画された、S/2015/654 の添付文書の中に含まれた「南スーダン共和国における紛争の解決に関する協定」（以下「同協定」）を更に是認し、両当事者による同協定の直ぐのまた完全な実施を求め、そしてこれらの協定の実施を妨げるものを含む、南スーダンの平和、安定および安全を損なう行動をとるものに対する、決議 2206（2015）の安保理の 2015 年 3 月 3 日の全会一致の採択で示されたように、あらゆる適切な措置を審議する安保理の意図を表明する。

2. 全ての当事者に対し、永続的な平和、和解および良い統治を確立することを求める、若者、女性、多様な社会、信仰集団、市民社会および以前拘禁されていた政治的指導者の完全且つ効果的な参加を通じたものを含む、開かれたまた十分に包摂的な国民対話に従事することを促し、当事者間による同

合意の実施を支援するための IGAD、アフリカ連合および国際連合の取組を奨励し、そして彼らに対し、子ども保護の規定が、全ての平和交渉と和平合意に統合されることを確実にすることを更に促す。

3. UNMISS の職務権限を 2015 年 12 月 15 日まで延長することを決定する。

4. UNMISS の職務権限は、以下のものとすることを決定し、そして UNMISS が以下の任務を遂行するためにあらゆる必要な措置を用いることを承認する。

(a) 文民の保護

(i) そのような暴力の源に関わらず、その能力と展開の範囲内で、ミッションの子ども保護および女性保護助言者の継続的使用を通じたものを含んで、女性と子どもに対する具体的な保護と共に、物理的暴力の脅威の下の文民を保護すること。

(ii) 特に率先した配置、保護場所や難民キャンプにおける者を含むがそれに限定されない IDPs、人道要員および人権擁護者に対する特定の注意を払った積極的な巡視、および文民との定期的交流また人道、人権および開発組織との緊密な活動を通じたものを含む、適切な場合には、学校、礼拝場所、病院そして石油設備を含む、紛争が多発した地区における、一般住民に対する脅威や攻撃の特定を通して、外国国民を含む、文民に対する暴力を止めさせること、とりわけ南スーダン政府がそのような安全を提供することができないかまたは失敗した場合。

(iii) 情報収集、監視、検証、早期警戒および宣伝に対する調整された対処方法を含む、ミッション全体にわたる早期の警戒戦略、並びに国際連合要員および施設に対するそれ以上の可能性ある攻撃に対して準備する対応制度を含む、対応制度を実施すること。

(iv) UNMISS の文民保護地区のまたその中の公の安全と警護を維持すること。

(v) 暴力を防ぐことおよび長期の国家構築活動の欠くことのできない部分としての持続可能な地方や国の和解を促進するため自治体間の紛争の予防、緩和および解決を促進することを含む、特に女性や子どもに関連した、ミッションの保護戦略を支援して周旋、信頼醸成および支援を行うこと。

(vi) 文民の保護を強化するため、人権を監視すること、国際連合人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDPP) により、そして一致する場合またそれを厳格に遵守して、人権に対する尊重を確保すること、警察および関連する市民社会の関係者と調整してそして性的およびジェンダーに基づく暴力の問題に対する鋭敏化のような、保護に焦点を絞った活動を通して、IDPs および難民の最終的な安全且つ自発的な帰還のためのしっかりした環境を促進すること。

(b) 人権監視および調査

(i) 戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のあるものを含む、人権侵害および違反並びに国際人道法違反について、監視し、調査し、検証しそして公に且つ定期的に報告すること。

(ii) 紛争関連性的暴力に関する監視、分析および報告取極の実施を加速することによりまた子どもに対する違反についての監視並びに報告制度を強化することにより、武力紛争におけるあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、子どもと女性に対して行われた違反と侵害について、監視し、調査し、検証しそして明確に且つ公に報告すること。

(iii) 適切な場合には、人権侵害を監視し、そして報告することに従事している国際的な、地域的なまた国内の制度と調整し、また技術支援を提供すること。

(c) *人道支援の提供に資する条件を創り出すこと*

(i) 国際法の関連規定および国際連合人道支援指導原則に従って、南スーダンにおける必要としている全ての者に対する、とりわけ国内避難民および難民に対する、救援要員の迅速、安全そして妨害のないアクセスおよび人道支援の時宜を得た提供を可能にするように、人道関係者と緊密に調整して、人道支援の提供、信頼醸成および支援に資する安全条件の創設に貢献すること。

(ii) 適当と認められる場合に、国際連合および関連要員の安全並びに移動の自由を確保し、そして負託された任務の実施のために必要な設備や装備の安全を確保すること。

(d) *停戦監視および検証メカニズム (MVM) 並びに停戦暫定治安メカニズム (CTSAMM) の実施を支援すること*

(i) 適切な場合には、合同技術委員会 (JTC)、MVM およびその後継者の CTSAMM、そして監視および検証チーム (MVTs) と適切な調整を確保すること。

(ii) 2014年1月31日および2014年3月13日の国家元首および政府の長のIGAD総会の会合の決定に従って設立された、IGADのMVMおよびCTSAMMに対して機動性のあるまた専門の決まった現場警備含む、MVMおよびその後継者のCTSAMMの活動に対して支援を提供すること。

(e) *同協定の実施を支援すること*

同協定の実施を支援する以下の任務を、その能力の範囲内で、実行すること。

(i) 共同作戦センターの設立および運用を含む、合意された暫定治安取極の計画立案および設立を支援すること。

(ii) 同協定に対する当事者の要請に基づいて、国家憲法改正委員会 (NCAC) の活動および南スーダン暫定憲法への同協定の編入を支援すること。

(iii) 武装解除、動員解除、社会復帰および治安部門改革活動に対処する戦略を策定する当事者を援助すること。

(iv) 同協定第II章 2.4 項に適合して、部隊の分離、集合および宿営地を監視するその職務権限の実施に参加することおよび CTSAMM を支援すること。

(v) 2013年12月15日の危機の始まる以前に南スーダン共和国政府により効力を生じた協定に基づく西エクアトリア州を除いて、南スーダン領土から、紛争のいずれかの当事者と同盟した、あらゆる国家や非国家の治安関係者の撤退並びに同協定第II章に適合した非国家治安関係者の武装解除、動員解除および機関を監視した報告すること。

(vi) 合同監視評価委員会の活動に積極的に参加すること。

5. 事務総長特別代表に対し、同協定の迅速な実施と共に、IGAD、アフリカ連合およびその他の関係者、並びに当事者を支援することにおいて南スーダンにおける国連システムを主導するためそして和解を促進するため自らの周旋を行使することを要請し且つ奨励する。

6. 第4項(a)に述べられたように、文民の保護は、ミッション内の利用可能な能力や資源の使用についての決定において優先権が与えられなければならない。

7. 事務総長に対し、南スーダン共和国における平和を実施することに対する一貫した国際的アプローチを提供するため、彼の特別代表を通して、統合された UNMISS の活動を指揮しそして南スーダン共和国における国際連合システムのあらゆる活動を調整し続けること、そして当事者およびその他の利害関係者と関与する国際連合周旋を使用することを要請する。

8. あらゆる階級の上限 12,500 名の部隊の軍事部門と上限 1,323 名の、適切な編成された警察部隊を含む、警察部門で構成される UNMISS の全体的な部隊規模を維持することを決定する。

9. 事務総長が、兵力の増強、UNMISS 部隊の再編、兵站的支援および支援に関する詳細な情報を、彼の定期報告書の一部に含んで、提供することを要請し、そして事務総長に対し、現場での必要性を再検討し、そして部隊の活動、配置および将来の要求についての更新された評価を、安保理に対する彼の定期報告書において、提供することを要請する。

10. 事務総長に対し、戦術的な軍事ヘリコプターおよび非武装無人航空システムを含む、承認された軍事および警察の規模まで UNMISS 要員の展開の完了に優先権を与えることを要請する。

11. 事務総長に対し、同協定の履行を支援する大量伝達および主要なメッセージの普及において IGAD 並びに当事者を支援することを奨励する。

12. UNMISS に対し、とりわけ南スーダン国家警察 (SSNPS)、憲法策定の支援活動、停戦監視、宿营地、武装解除、動員解除および治安部門改革の支援を含む、同協定の実施における女性の参加に関して、その職務権限を通じた分野横断的な問題としてジェンダーの考察を十分に考慮することを要請し、そしてこの問題についての安保理への UNMISS による強化された報告を更に要請する。

13. 事務総長に対し、本決議の採択から 45 日以内に、南スーダンにおける政治的および治安状況に照らして、職務権限の再検討を実施すること、そして UNMISS の展開のための必要な文民および部隊の組織能力並びに同協定の実施の文脈における要件のための、資源の要件を含む、評価と勧告を提供することそして職務権限を遂行することを要請する。

14. 同協定の成功裡の実施のためのジュバにおける治安の重要性を認識し、事務総長に対し、南スーダン政府と部隊および警察要員提供諸国と協議して、ジュバにおける治安計画の評価、およびジュバにおける移動の自由を保護するため主要な社会基盤に対する安全のための支援を提供することにおける国際連合の適切な役割を履行しそして 45 日後に彼の勧告と共に安全保障理事会に折り返し報告することを要請する。

15. 事務総長に対し、SSNPS の支援で UNMISS およびその他の諸国により既に遂行された行動を評価し、SSNPS および同協定の実施を支援する並びに HRDDP に適合した合同統合警察に対する可能な更なる支援に関する勧告を本決議の採択の日から 45 日以内に安全保障理事会に提出することを要請する。

16. 事務総長が、部隊および資産の増強を促進し続けるため、第 8 項に従って、必要な措置を講じることが承認される。

17. UNMISS に対し、政府および反政府勢力が保有している区域の両方において、紛争が多発しており、その早期警戒戦略により指導されたものを含む、IDPs の集中が高まっている地区、そして住

民が移動するための主要な経路、におけるその存在と積極的な巡視を更に強め続け、またその部隊がその職務権限を遂行するため最もよく置かれていることを確保するためその地理的展開の定期的な再検討を実施することを要請し、そしてミッションが新しい巡視地区および主体的な展開を含むがそれに限定されない、その文民保護義務を遂行することに向けて活動している方法についてまた彼の定期報告書の部分として、その職務権限を履行することにおいてより効率的且つ効果的になるために派遣団を改革するために取られた措置について、安全保障理事会に最新情報を、事務総長が提供することを要請する。

18. UNMISS が、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の完全遵守を確保しまたこれに関連したミッションの進展について安保理に十分に情報を提供し続けることを更に要請し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む適切な予防行動を講じ、そして自国の要員がかかる行為に関係した場合には十分な説明責任を確保することを促す。

19. UNMISS に対し HRDDP を十分に実施することを奨励しそして事務総長に対し、安保理への彼の報告書に政策を実施することにおいて為された進展を含めることを要請する。

20. UNMISS に対し、その既存の資源の範囲内で、決議 2206 (2015) の第 16 項に基づいて設立された委員会および同決議により設立された専門家パネルを支援することを要請し、そしてまた、全ての当事者および加盟国並びに国際的な、地域的なまた準地域的な機構に対し、専門家パネルとの協力を確実にすることを更に促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルの構成員の安全および専門家パネルがその職務権限を実行するために、とりわけ人、文書および場所への妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

21. 国際連合ヘリコプターの 2014 年 8 月の撃墜、IGAD 監視検証チームの 2014 年 8 月の逮捕および拘禁、国際連合および関連要員の拘禁および誘拐、ボル、ベンティウ、マラカルおよびメルートの UNMISS キャンプへのくり返された攻撃のような、UNMISS 要員および国際連合施設並びに IGAD のそれらに対する攻撃や脅威を最も強い文言で非難し、そのような攻撃は、部隊の地位協定の違反および／または戦争犯罪を構成する可能性があることを強調し、全ての当事者が、国際連合公館の不可侵権を尊重しまた国際連合施設に集められたものに対するあらゆる暴力を直ちに思いとどまりそして自制することを要求し、そして拘禁されたり誘拐された国際連合および関連要員の即座の且つ安全な解放を更に要求する。

22. 決議 2206 (2015) の第 7 項で詳述された指定基準を想起し、国際連合保護用地の神聖さを強調し、そして国際連合ミッション、国際的な安全上の駐留、またはその他の平和維持活動若しくは人道要員に対する攻撃に、直接にまたは間接的に、責任を有するかまたは共謀して若しくは従事した、個人または団体が、南スーダンの平和、安全および安定を脅かしそしてそれ故指定基準を満たす可能性があることを特に強調する。

23. UNMISS が、南スーダンにおけるその航空活動の安全を確保するため、適切な場合には、追加の措置を講じそしてそのうえで安保理に報告するという安保理の要請をくり返し表明する。

24. 南スーダン共和国政府が UNMISS との部隊の地位協定を完全に且つ遅滞なく遵守しそして全ての関連する当事者が、UNMISS の配置、活動、および監視、検証並びに報告任務において、とりわけ南スーダン共和国の領土全体での、国際連合および関連要員の安全、防護および制限のない移動の自由を保証することにより、十分に協力することを要求し、また南スーダン政府に対し、文民保護地区を去りまた入る者を含む、IDPs の移動の自由を確保し、そして文民保護地区のための土地を割り当てることにより UNMISS を支援し続けることを更に求める。

25. 全ての当事者が、国際法の関連する規定および国際連合緊急人道支援指導原則に従って、南スーダン全土で必要としている全ての者、とりわけ国内避難民および難民に対する、救援要員、装備および供給品の迅速な、安全なそして妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を許可することを要求しそして IDPs または難民のためのあらゆる帰還またはその他の永続的な解決は、尊厳と安全の状況で自発的且つ情報に基づいて遂行されなければならないことを強調する。

26. 全ての当事者が、レイプおよび性的やジェンダーに基づくその他の形態を含む、あらゆる形態の暴力、人権違反および侵害、国際人道法違反を直ちに止めることを更に要求する。

27. 子ども兵士としての子どもの勧誘と使用、殺害や傷害、および拉致に関するもの並びに学校や病院に対する攻撃のような、とりわけ子どもに対する、紛争の全ての当事者により犯された国際人道法を含む、適用可能な国際法のあらゆる違反および国際人権の違反や侵害を非難し、紛争の全ての当事者に対し、2015 年 5 月 8 日に子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会により採択された南ス

ーダンにおける子どもと武力紛争に関する結論を実施することを促し、政府に対し、子どもに対して犯された違反を終わらせまた防止するためのその改訂された行動計画を完全且つ直ちに実施することを強く促し、そして SPLM/SPLA-IO に対し、2014 年 5 月 10 日に署名した子どもに対する違反や侵害を終わらせる彼らの公約を完全且つ直ちに実施することを強く促し、政府による「子どもは兵士じゃない」キャンペーンの 2014 年 10 月 29 日の国の始動に留意し、そして南スーダン民主運動/軍コブラ派による子どもの解放を歓迎する。

28. 南スーダンにおける猛烈な性的暴力についての紛争時の性的暴力に関する事務総長特別代表の調査結果に深刻な懸念を表明しそして紛争関連性的暴力に対処することに関する南スーダン政府と国際連合の 2014 年 10 月 11 日の共同コミュニケ、紛争関連性的暴力に関する SPLM/A-IO により発表された 2014 年 12 月の一方的なコミュニケ、紛争関連性的暴力に対処するためのハイレベル・フォーカル・ポイントの南スーダン政府による任命、および技術的作業グループの設立と活動を歓迎し、緊急事態として両当事者に対し、その各々のコミュニケの下で為された公約を実施するための行動計画を完了することを求め、南スーダン政府に対し、決議 1960 (2010) と 2106 (2013) に従ってなされた公約を遅滞なく実施することを促し、そして決議 1960 (2010) と 2106 (2013) に従って性的暴力と闘うため両当事者による具体的なまた期限を定めた公約をさらに求める。

29. 事務総長に対し、同協定により予定された南スーダン混成裁判所を設立することにおけるものを含んで、同協定の第 V 章の実施のため利用可能な技術援助を、アフリカ連合委員会に対してまた国家統一暫定政府に対して、それと協議してまた同協定の第 V 章第 1.5 条に適合して、また真実、和解および治癒委員会の設立に関するものを含んで、行うことを要請する。

30. 事務総長に対し、本決議の採択の日から 6 か月以内に、同協定に予定された南スーダン混成裁判所を含む、同協定の第 V 章に関してアフリカ連合および国家統一暫定政府に対して上記第 29 項に適合して提供された技術援助について安全保障理事会に報告することを要請し、そしてアフリカ連合に対し、事務総長報告書に与えるために事務総長と共に行った進展についての情報を共有することを招請し、そして国際基準に沿って、混成裁判所の設立において行われた活動をその時に評価する安全保障理事会の意図を表明する。

31. 南スーダン政府に対し、その国際的義務に合致したやり方で人権違反と侵害の申立の現在進行

中の調査を完了するため迅速に且つ解りやすく先に進めることを求め、そして同政府に対し、その調査の報告書を発表することを奨励する。

32. 南スーダン政府に対し、同協定の第V章 3.2.2 項に留意する一方で、人権の違反および侵害並びに国際人道法違反に責任を有する全ての者の責任を問うこと、そして性的暴力の全ての犠牲者は法の下での平等な保護と司法への平等なアクセスを有することを確保すること、またこれらの過程において女性および女兒の人権に対する平等な尊敬を守ることを更に求める。

33. 全ての当事者に対し、女性の市民社会組織への支援を通したものを含む、全ての紛争解決および平和構築取組における、女性の完全且つ効果的な代表制および指導力を確保することを求め、部隊および警察要員提供諸国に対し、ミッションの軍事、警察および文民部門における女性の配置を増やすための措置を講じることを更に奨励し、そして安全保障理事会により負託された全てのミッションにおける適切なジェンダーの専門知識と訓練の重要性を再確認する。

34. 石油設備、石油会社およびその従業員に対する攻撃、並びにこれらの施設の周辺での継続した戦闘を非難し、そして全ての当事者に対し、経済的・社会基盤の安全を確保することを促す。

35. 事務総長が、UNMISS の職務権限の実施について、並びに何らかの部隊の地位協定違反に対する UNMISS の対応に関するものを含む、そのような違反に関する情報について本決議の採択の日から遅くとも 45 日までに提出されることになっている書面による報告書で、安全保障理事会に報告することを要請する。

36. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。